

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（鳥獣保護事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護事業計画」という。）を定めるものとする。

2 3 （略）

4 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。

（指定猟法禁止区域）

第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法（以下「指定猟法」という。）を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等することを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な区域
二 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

2 1 2 （略）

13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

14 前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域

二 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

2 5 6 （略）

7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。

8 （略）

9 第二項並びに第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

10 11 （略）

(特別保護地区)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認めると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2 特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内において環境大臣又は都道府県知事が定める期間とする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないときと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三項第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更(特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について、第四項第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更(第四項第四項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更(同条第三項から第六項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替へて準用する前項の規定による公示」と読み替へるものとする。

5 第十一条第四項の規定は第三項の規定により都道府県知事が行う指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第五項において読み替へて準用する前項の規定による公示」と読み替へるものとする。

6 環境大臣は、第四項の規定により読み替へて準用する第十二条第四項の規定による協議を受けた場合(第一項の規定による指定の変更の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するときに限る。)は、農林水産大臣に協議しなければならない。

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。)にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区(以下「都道府県指定特別保護地区」という。)にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 水面を埋め立て、又は干拓すること。

三 木竹を伐採すること。

四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあつては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。

9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。

一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。

(休猟区の指定)

第三十四条 都道府県知事は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、その数を増加させる必要があると認められる区域があるときは、その区域を休猟区として指定することができる。

2 4 (略)

5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

6 前項の標識に關し必要な事項（当該標識の寸法を除く。）は、環境省令で定める。

7 第五項の標識の寸法は、環境省令で定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。

(特定猟具使用禁止区域等)

第三十五条 都道府県知事は、銃器又は環境省令で定めるわな（以下「特定猟具」という。）を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具の種類ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができる。

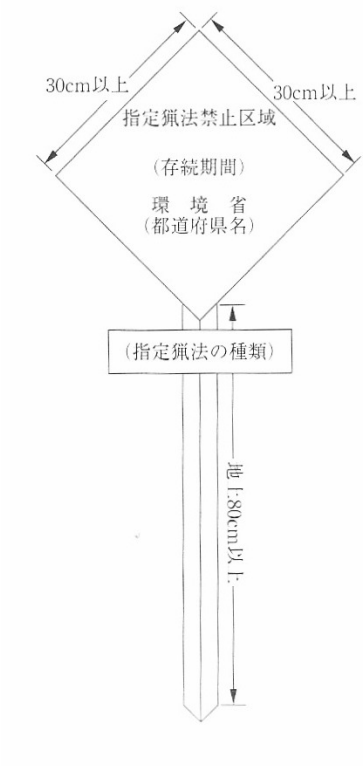
2 11 (略)

12 第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、前条第三項から第七項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条第十項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第十一項各号」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第十二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）

（指定猟法禁止区域の標識）
第十六条 法第十五条第十四項の指定猟法禁止区域の標識に関し必要な事項は、様式第四のとおりとする。

様式第四（第十六条関係）



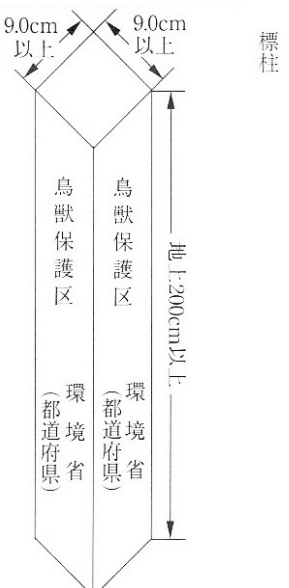
備考

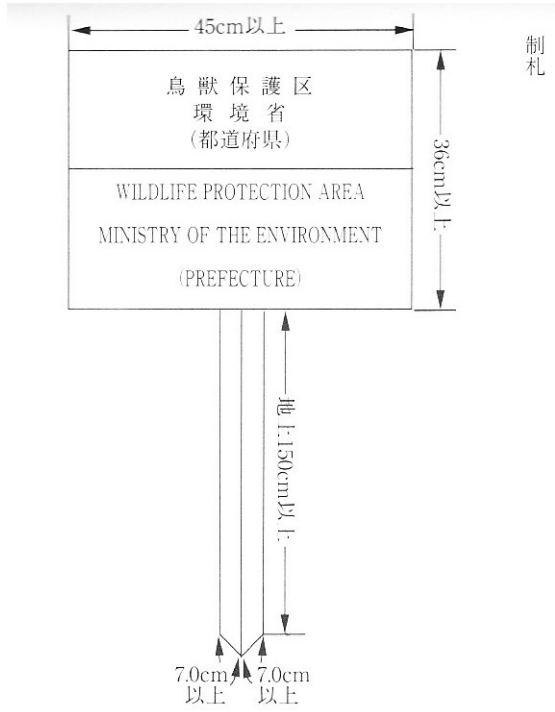
- 一 立竹木等に固定させる場合にあつては、地上一五〇cm以上の場所で固定させること。
- 二 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八〇cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又は、コンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 三 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。
指定猟法禁止区域 Designated Way of Hunting Prohibited Area
※指定猟法の例
鉛製散弾の使用禁止 No Hunting with Lead Shot
四 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 五 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

（鳥獣保護区の標識）

第三十三条 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十四項の鳥獣保護区の標識に関し必要な事項は、様式第八のとおりとする。

様式第八（第三十三条関係）





備考

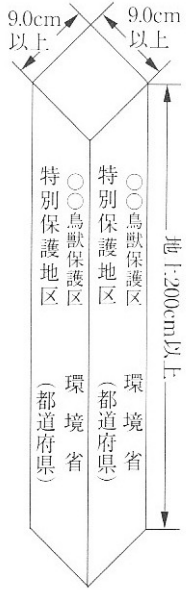
- 一 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は Wildlife Protection Area とし、
- 二 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りではない。
- 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

(特別保護地区の標識)

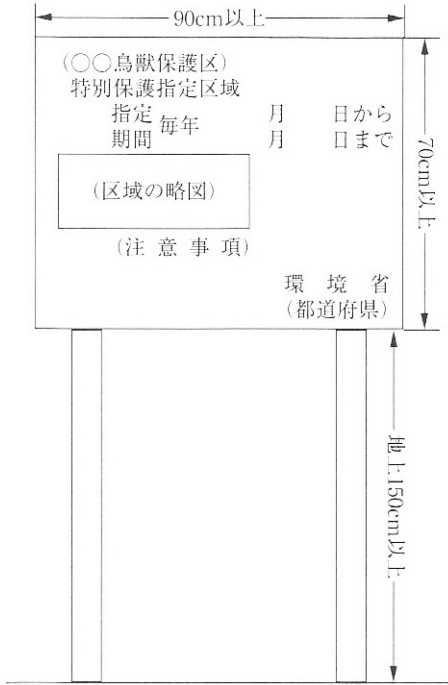
第三十五条 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十四項の特別保護地区の標識に関し必要な事項は、様式第九のとおりとする。

様式第九 (第三十五条関係)

標柱



備考



制札

様式第十(第三十七条第二項関係)

- (特別保護指定区域の標識設置)
- 第三十七条 環境大臣又は都道府県知事は、特別保護指定区域及び指定期間を指定をしたときは、当該特別保護指定区域の区域内にこれらを表示する標識を設置しなければならない。
- 2 前項の標識は、様式第十のとおりとする。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、様式第十の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。

備考

- 一 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は Special Protection Area とする。
- 二 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合は示しているが、鉄材等を用いる場合には、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りではない。
- 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。



制札

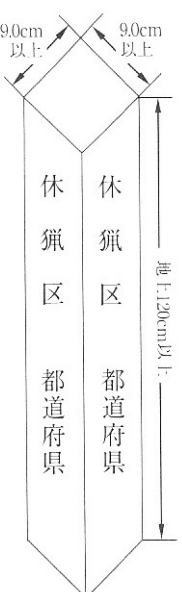
- 一 注意事項には、区域を指定した趣旨及び令第二条各号に掲げる行為を行おうとする場合には環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない旨を記載すること。
- 二 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は Special Restricted Protection Area とする。
- 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

(休猟区の標識)

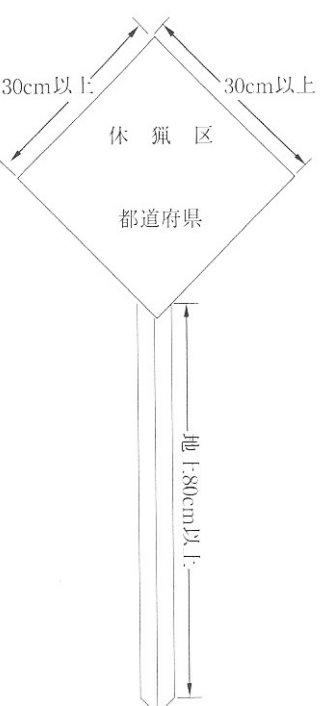
第四十一条 法第二十四条第六項の休猟区の標識に関し必要な事項及び同条第七項の標識の寸法に関する基準は、様式第十一のとおりとする。

様式第十一 (第四十一条関係)

標柱



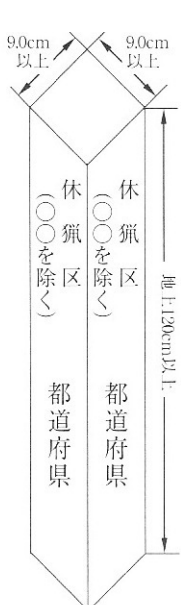
制札



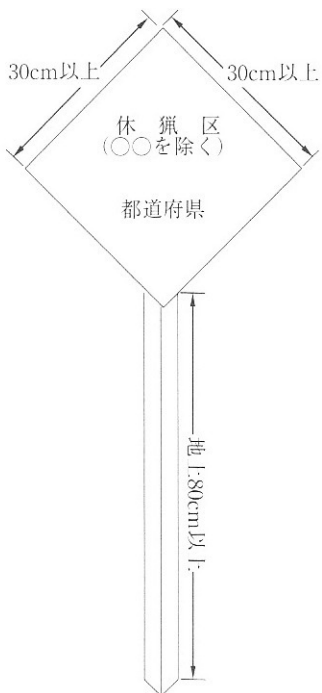
備考

- 一 立竹木等に固定させる場合にあつては、地上150cm以上の場所で固定させること。
- 二 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは80cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又は、コンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 三 法第十四条第一項の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定した場合には、次に掲げる様式の標識を設置すること。

標柱



制札



※ 〇〇の部分には法第十四条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定した区域において捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類を表記すること。

四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

休猟区

Temporary Game Preserve Area
休猟区のうち特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域

Temporary Game Preserve Area (Except 〇〇)

※ 〇〇の部分には捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類を表記すること。

五 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とする(シール)。

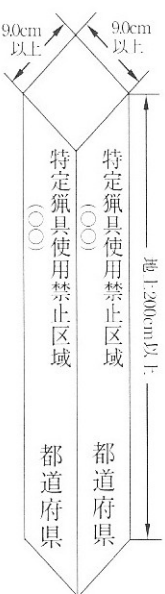
六 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

(特定猟具使用禁止区域等の標識)

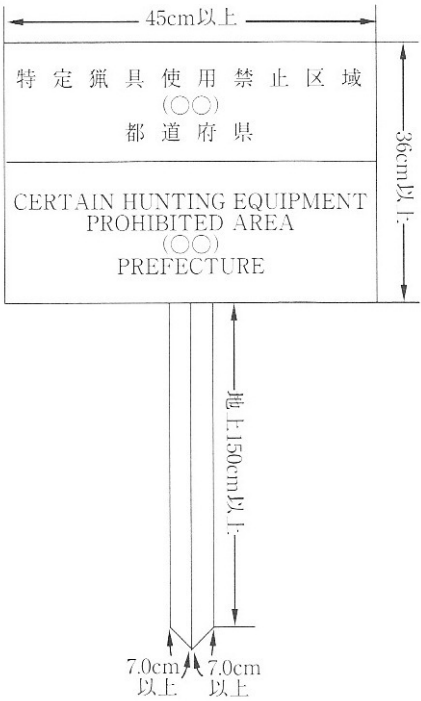
第四十四条 法第二十五条第十二項において準用する法第三十四条第六項の特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識に関し必要な事項並びに同条第七項の標識の寸法に関する基準は、それぞれ様式第十三及び様式第十四のとおりとする。

様式第十三 (第四十四条関係)

標柱



制札



備考

- 一 〇〇の部分には、使用を禁止する猟具の種類を表記すること。
- 二 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文はつぎにとおりとする。

特定猟具使用禁止区域 Certain Hunting Equipment Prohibited Area

※ 特定猟具の例

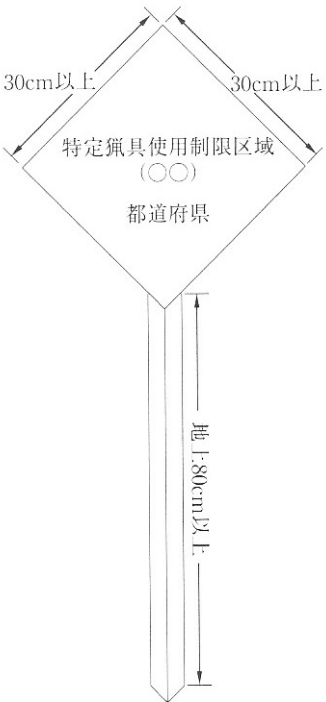
銃 Gun

はこわな Box Trap

- 三 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りではない。
- 四 標柱及び制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 五 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。

様式第十四 (第四十四条関係)

制札



備考

- 一 〇〇の部分には、使用を制限する猟具の種類を表記すること。

二 立竹木等に固定させる場合にあつては、地上一五〇c m以上の場所で固定させること。

三 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八〇c m以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又は、コンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。

四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文はつぎにとおりとする。

特定猟具使用制限区域 Certain Hunting Equipment Restricted Area

※ 特定猟具の例

銃 Gun

五 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

六 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りではない。